

平成 25 年 10 月

投資者の皆様へ

T & D アセットマネジメント株式会社

**「T & D 中国中小型株ファンド」(愛称: ゴールデンドラゴン)の
信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「T & D 中国中小型株ファンド」(愛称: ゴールデンドラゴン)は、以下の通り信託を終了させていただきますので、お知らせ致します。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

ファンドの受益権口数は、投資信託約款の繰上償還に関する条項に定められた基準口数(10億口)を下回る状態が継続しており、運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっております。弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、信託契約を解約し受益者の皆様からお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きおよび日程

受益者の確定	平成 25 年 10 月 30 日
議決権の行使の期間	平成 25 年 10 月 30 日から平成 25 年 11 月 20 日まで
書面による決議の日	平成 25 年 11 月 21 日
反対受益者の買取請求期間	平成 25 年 11 月 22 日から平成 25 年 12 月 11 日まで
<u>信託終了(繰上償還)予定日</u>	<u>平成 25 年 12 月 17 日</u>

上記、信託終了(繰上償還)は、平成 25 年 10 月 30 日現在の受益者の方を対象に法令の定めに基づき書面による決議をもって実施します。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されるものとし、その場合、予定通り信託を終了(繰上償還)いたします。また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず書面決議が否決された場合は、信託終了(繰上償還)の手続きは行いません。なお、平成 25 年 10 月 29 日以降にファンドの購入申込をされた受益者の方につきましては、議決権を行使することができません。

以上